

委託業務設計書						委託方法	請負	
所属部課名		総務部 男女共同参画課		設計年月日		令和8年6月22日		
部長		課長	補佐	担当	担当	担当		設計者
委託名称		男女共同参画に関する市民意識調査等業務委託						
委託場所		松戸市が指定する場所						
年度科目		令和8年度	委託期間		自 令和8年 月 日 至 令和9年3月31日			
委託価格		一金 円				設計内容審査済		
委託費計		一金 円						

## 内 訳 表

費 目	工 種	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
男女共同参画に関する市民意識調査等業務委託						
	直接人件費	式	1			
	直接物品費	式	1			
	直接業務費					
	業務管理費	式	1			
	業務原価					
	一般管理費	式	1			
	委託価格					
	消費税及び 地方消費税の額	式	1			
	委託費計	式	1			

名 称	数量	単位	単価	金 額	摘 要
直接人件費					
調査票等の作成及び印刷					
技師(B)		人日			
技術員		人日			
作業員		人日			
調査票等の発送及び回収					
技師(B)		人日			
技術員		人日			
WEB回答環境設定					
技師(B)		人日			
技術員		人日			
作業員		人日			
データ精査・集計					
技師(A)		人日			
技師(B)		人日			
技術員		人日			
作業員		人日			



名 称	数量	単位	単価	金 額	摘 要
直接物品費					
物品費及び印刷費					
市民意識調査 調査票	3,000	部			
事業所調査 調査票	1,000	部			
小・中学生 案内チラシ等	16,100	部			
高校生 案内ハガキ	1,000	部			
発送用封筒	4,000	部			
返信用封筒	4,000	部			
御礼状兼督促用ハガキ	5,000	部			
報告書	30	部			
報告書(概要)	150	部			
郵送費					
市民意識調査票等 発送	3,000	部			
事業所調査票等 発送	1,000	部			
高校生案内ハガキ 発送	1,000	部			
市民・事業所 調査票返送	1,900	部			
御礼状兼督促用ハガキ 発送	5,000	部			
物品費					
宛名ラベル	1	式			
直接物品費計					

## 男女共同参画に関する市民意識調査等業務委託仕様書

本事業については、契約書に定めるものの他、この仕様書に定めるところによる。

- 1 事業名称 男女共同参画に関する市民意識調査等業務委託
- 2 事業場所 松戸市が指定する場所
- 3 業務期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

### 4 事業目的

本事業は、松戸市（以下「甲」という。）が、市民、市内小学生・中学生・高校生相当、市内事業所を対象としたアンケート調査を実施し、男女共同参画推進に関する意識、現状及び課題等を把握するとともに、その結果を分析し、松戸市男女共同参画プラン第7次実施計画の策定の基礎資料として活用することを目的に、受託者（以下「乙」という。）に発注するものである。

### 5 業務の内容

#### (1) 調査対象者

ア 松戸市民3,000人

甲が、住民基本台帳データを利用し、抽出する。

イ 松戸市内の1,000事業者

事業所母集団データベース（令和5年次フレーム）に掲載された、松戸市内の事業所を甲が抽出し、当該データの中から、産業・従業員規模区分を基準とした層別抽出法により乙が抽出する。

ウ 松戸市内の小学6年生及び中学2年生（各4,000人程度）

市内の対象学年の児童・生徒を対象とする。なお、調査実施にあたって必要となる学校との調整は甲が行う。

エ 松戸市内の高校2年生相当

市内在住の高校2年生相当の者1,000人を対象とする。対象者は甲が住民基本台帳システムを利用し、抽出する。

オ 職員アンケート

甲が庁内システムを利用して実施したアンケート結果について、乙が集計及び分析を行う。

## (2) 調査票の作成及び回答サイトの構築

- ・各調査の設問項目及び設問数については甲が定める。なお、甲の調査票の設計に関し、乙は専門的な助言、支援を行う。
- ・乙は、甲が提供する設問項目の内容に基づき、調査票の印刷及びWeb回答サイトの構築を行う。

- ア 市民 調査票（A4判・16頁程度）及びWeb：設問項目40問程度を予定
- イ 市内事業者 調査票（A4判・10頁程度）及びWeb：設問項目20問程度を予定
- ウ 市内小学6年生 Web：設問項目20問程度を予定
- エ 市内中学2年生 Web：設問項目20問程度を予定
- オ 市内高校2年生相当 Web：設問項目20問程度を予定

## (3) 調査票等の印刷、発送準備

### ア 市民及び市内事業者

- ・調査票、調査発送用封筒及び返信用封筒は乙が作成し、印刷する。なお調査票等の発送に必要となる作業は乙が行う。
- ・封筒サイズは、発送用が角2封筒、返信用がのり付き長形3号封筒とする。

### イ 市内小学6年生及び中学2年生

- ・Web回答方式によるアンケートを実施するため、児童生徒向けチラシ（A4版片面）を作成する。なおチラシの作成にあたっては、甲と協議の上、その内容を決定するものとする。
- ・児童生徒向けチラシ及び甲が作成した学校向け依頼文（100部程度）、保護者向け依頼文（8,000部程度）を印刷する。なお印刷方法については、甲と協議の上、その内容を決定するものとする。

### ウ 市内高校2年生相当

- ・Web回答方式によるアンケート実施するため、案内ハガキを作成し、印刷する。なおハガキの発送に必要となる作業は乙が行う。

## (4) 調査票等の発送、及び督促状の作成及び発送

### ア 市民

- ・宛名ラベルは甲が印刷するため、乙は契約締結後速やかに印刷用の宛名ラベルを納品する（損紙分を含む）。
- ・宛名ラベルの規格は、プリンタ用ラベル エーワン A4判 12面 品番：31334（100シート入り）※寸法等の規格が同様のものであれば、代替品でも可とする。
- ・乙は発送用封筒に宛名ラベルを貼付、調査票及び返信用封筒を封入し、発送する（3,000件）。
- ・乙は御礼状兼督促用ハガキを作成、宛名ラベルを貼付し、発送する（3,000

件)。

- ・宛名ラベル見込：調査票等発送用3,000件、御礼状兼督促ハガキ用3,000件、損紙分200件

イ 市内事業者

- ・宛名は、甲が提供する送付先データを基に、宛名ラベルを作成、貼付する方法のほか、封筒に直接印刷する等の方法で実施することができる。
- ・乙は発送用封筒に調査票や返信用封筒を封入し、発送する(1,000件)。
- ・乙は御礼状兼督促用ハガキ及び宛名を作成し、発送する(1,000件)。

ウ 市内小学6年生及び中学2年生

- ・甲が提供する学校データを基に、乙は児童生徒向けチラシ、学校向け依頼文及び保護者向け依頼文等を学校ごとに仕分けのうえ梱包し、甲に納品する。
- ・乙より納品されたチラシ及び依頼文等の学校への配布は、甲が行う。

エ 市内高校2年生相当

- ・宛名ラベルは甲が印刷するため、乙は契約締結後速やかに印刷用の宛名ラベルを納品する(損紙分を含む)。
- ・宛名ラベルの規格は、プリンタ用ラベル エーワン A4判 12面 品番：31334(100シート入り) ※寸法等の規格が同様のものであれば、代替品でも可とする。
- ・乙は発送用ハガキに宛名ラベルを貼付し、発送する(1,000件)。
- ・乙は御礼状兼督促用ハガキを作成、宛名ラベルを貼付し、発送する(1,000件)。
- ・宛名ラベル見込：ハガキ発送用1,000件、御礼状兼督促ハガキ1,000件、損紙分 100件

(5) 回答の回収

ア 市民及び市内事業者

- ・回答は、郵送方式又はWeb回答方式により回収する。
- ・市民及び市内事業者の郵送による回答の返送は料金後納郵便とし、受取人を乙とする。
- ・返信に係る郵送料については、すべて委託料に含むものとする。

イ 市内小学6年生、中学2年生、市内高校2年生相当

- ・Web回答方式により回答を回収する。

ウ 回収率見込み

- (ア) 市民 50%程度
- (イ) 市内事業者 40%程度
- (ウ) 市内小学6年生及び中学2年生 30%程度
- (エ) 市内高校2年生相当 30%程度

なお、差額が生じた場合についての精算は行わないものとする。

## (6) Web回答方式

- ・調査対象者がインターネット上で回答できるよう、乙においてWeb回答サイトを構築し、回答を回収すること。
- ・Web回答サイトは対象者区分ごとに甲が作成した調査票及び設問内容を基に構築し、甲の校正を受けること。
- ・Web回答サイトはパソコンのほか、スマートフォン及びタブレット端末からも回答できるように対応すること。また、サーバー等の必要な環境は乙が用意するものとする。
- ・乙は市民及び市内事業者については、調査対象者ごとにID及びパスワードを付与し、回答途中での一時保存及び再開が可能となる機能を備えること。また、調査票にIDを印刷する等の方法により、郵送方式とWeb方式による同一人物からの重複回答の有無を識別できるように対応すること。なお、市内小学6年生、中学2年生及び市内高校2年生相当については、ID及びパスワードによる認証は不要とする。
- ・調査対象者がWeb回答サイトにアクセスしやすいよう、URL及びQRコードを作成し、調査票、チラシ等の対象者に配布する資料へ掲載すること。

## (7) 調査データの入力並びに集計・分析等

調査データ及び甲が提供する職員アンケート結果について、乙は整理、入力、集計、分析及び報告書作成を行う。

### ア 入力集計

- (ア) 回収された回答のうち、有効と認められた全ての回答を整理、入力及び集計する。
- (イ) 集計方法は、単純集計、各設問と回答者の基本属性とのクロス集計とする。
- (ウ) 自由記入欄への回答については、内容を分類・整理し、分析に活用すること。

### イ 分析作業

- (ア) 調査目的に従い、調査結果に基づいた分析を行う。分析結果を基に調査結果の総括を行い、今回の調査の特徴についてまとめる。なお、分析する上で必要に応じて、設問間のクロス集計も行う。  
また、分析にあたっては、男女共同参画社会基本法、男女共同参画基本計画その他国及び千葉県の関連計画等を踏まえるとともに、松戸市男女共同参画プランの施策体系及びこれまでの取組状況、現状の課題との関連性を整理し、今後の施策検討に活用できる内容とすること。なお、分析結果については、単なる調査結果の整理にとどまらず、男女共同参画を取り巻く社会情勢、国及び千葉県の動向を踏まえ、調査結果の特徴及び課題を整理すること。

(イ) 経年変化が必要と思われる設問については、前回（令和3年度）の調査結果を基に比較を行い、動向を分析する。市民意識調査（令和3年度）、児童・生徒アンケート調査（令和3年度）の結果については甲が提供する。

なお、市内事業者アンケートについては、これまで実施していないため、経年変化の分析は不要とする。

#### (8) 調査報告書の作成

集計・分析等を行った結果に基づき、報告書（中間報告書を含む）及び概要版を作成すること。各設問に対して、グラフ、表、コメント等を使用し、視覚的な工夫を取り入れること。なお、報告書は調査対象者区分ごとの結果及び職員アンケート結果について整理し、結果を取りまとめること。

乙作成の案を基に甲と協議を行い、最終報告書を作成する。報告書の印刷は乙が行い、下記「6 成果品」のとおり納品すること。

### 6 成果品

#### (1) 調査票、回答データ及び職員アンケート集計・分析結果 一式

・ファイルに綴る等により整理したもの

※職員アンケート集計・分析結果については、別添資料として電子データにより提出すること

#### (2) 紙面

ア 調査結果最終報告書

・A4判 30部 400頁程度（表紙レザック1色・本文1色印刷、くるみ製本）

イ 調査結果最終報告書（概要版）

・A4判 150部 40頁程度

#### (3) データによる納品（電子データ・CD-R等に収録する。）

ア 調査結果中間報告書 Microsoft Wordファイル

中間報告書については、「5（7）調査データの入力並びに集計・分析等 ア 入力集計」が終了次第、中間報告書としてデータ提出すること。

イ 単純集計結果 Microsoft Excelファイル

ウ クロス集計結果 Microsoft Excelファイル

エ 報告書使用集計表・グラフ Microsoft Excelファイル

オ 調査結果最終報告書 Microsoft Wordファイル及びPDFファイル

カ 調査結果最終報告書（概要版） Microsoft Wordファイル及びPDFファイル

キ 職員アンケート集計・分析結果 Microsoft Wordファイル及びPDFファイル

## 7 スケジュール（予定）

- ・調査票及びWeb回答サイト等の作成・調整：令和8年9月～10月
- ・調査実施期間（調査票等の発送、配布及び回答受付）：令和8年10月～11月
- ・調査結果中間報告書提出：令和8年12月下旬頃（職員アンケートについては除く）
- ・調査結果最終報告書類（概要版を含む）提出：令和9年3月

## 8 守秘義務及び個人情報の取り扱い

### （1）守秘義務

- ・乙は、本業務により知り得た情報等一切の事項をいかなる場合も他の者に漏らしてはならない

### （2）個人情報の取り扱い

- ・乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務実施についての個人情報の取扱いに当っては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

## 9 その他留意事項

本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合においては、甲及び乙双方の協議により対処するものとする。

業務の実施に当たって生じた著作権等のすべての権利は甲に帰属するものとする。